

(平成21年7月15日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認和歌山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	7 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	5 件
国民年金関係	5 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年5月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年5月から41年3月まで
昭和41年3月ごろ、実家の父から後々のために年金に加入しておいた方がよいと勧められ、国民年金に加入した。その時に2年間さかのぼって国民年金保険料を納付したはずであるので、記録の訂正を希望する。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和41年3月ごろに申立期間の国民年金保険料をさかのぼって納付したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、同年6月29日に払い出されており、この時点では申立期間は過年度納付できる期間であった。

また、申立人は、国民年金の加入手続の際に、市町村役場の担当者から国民年金保険料は2年間さかのぼって納付できると言われ、保険料を納付したときの状況を鮮明に記憶しており、申立内容に不合理な点は見られず、昭和41年4月以降の国民年金保険料はほとんど納付済みとなっていることから、申立人の国民年金保険料の納付意識は高かったと考えられる。

さらに、申立人が記憶している納付金額は、申立期間の国民年金保険料額とおおむね一致している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成12年8月から13年2月までの国民年金保険料については、追納していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和55年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成12年8月から13年2月まで

私が20歳になった時、専門学校在学中であったので、母が国民年金の学生納付特例を申請してくれた。その後、専門学校を卒業し、平成13年3月に就職のため、A市町村へ転居した。就職して数か月経ち貯金も出来たので、学生納付特例期間の国民年金のことが気になり、A市町村役場に出向き、13年の夏から秋ごろであったと思うが、手元にあったお金のほか不足分を金融機関から出金し、A市町村役場で10万円ほどを一括で納付した。

証拠となる領収書は無いが、母に国民年金の加入状況と学生納付特例の状況を確認してから、A市町村役場で納付したことは確かに覚えているので、記録の訂正を申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間の国民年金保険料を追納した当時は、給与等の振込先である金融機関の預金口座から毎月3万から5万円を生活費として出金していたが、追納するため不足分の金額を同預金口座から出金し、A市町村役場窓口で納付した。」と主張しているが、i) 申立人が申立期間の国民年金保険料を追納したと主張している期間である平成13年6月から12月までの申立人名義の金融機関の預金口座の入出金明細をみると、申立人の主張どおり、毎月、3万円ほどを2回又は3回出金した記録があるところ、13年9月には3万円の出金3回に加え5万円の出金記録があることが確認できること、ii) 申立人が国民年金保険料の追納申込みに出向いたと主張するA市町村から、申立期間当時、窓口で納付書を作成していたとの回答があることから、申立人の主張には、信ぴょう性がうかがわれる。

また、申立人が申立期間の保険料を追納したとする国民年金保険料額と、当該期間の追納に必要な保険料額はほぼ合致する上、申立期間は、7か月と短期間である。

さらに、申立人が母に学生納付特例を申請してもらったとする申立期間は、申立人の国民年金に係る唯一の加入期間であるが、申立人自ら市町村役場に追納を申し出た経緯や、国民年金保険料を追納しようとの意識についての申立人の供述に不自然さは見受けられない上、申立人の母は、「申立人が就職してしばらくしたころに、学生納付特例の国民年金保険料を追納したい旨の相談の連絡を受け、その年の正月に実家に戻って来た時に、学生納付特例期間の保険料として10万円ほど納付したことを申立人から聞いた。」と証言している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を追納していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年9月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年9月から46年3月まで

昭和45年9月に夫が会社を退職したので、夫婦一緒に国民年金の加入手続をし、同年9月分から夫婦二人分の国民年金保険料を払ってきた。社会保険事務所で納付記録を確認したところ、申立期間が未納となっているので、記録の訂正を希望する。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間以降に国民年金保険料の未納期間は無く、保険料納付に対する意識の高さがうかがえる。

また、申立人は、夫婦一緒に国民年金の加入手続を行い、昭和45年9月分から夫婦二人分の国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は夫婦連番で払い出され、申立期間後の昭和46年度から48年度までの保険料納付年月日は夫婦すべて同じとなっており、夫婦一緒に保険料を納付していたものと推認できる上、A市町村が保管する国民年金被保険者名簿において、申立人の夫は、申立期間の保険料を納付していることが確認できることから、申立人の主張は基本的に信用でき、申立期間の保険料が未納とされているのは不自然である。

さらに、申立期間は7か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立てに係る事業所における資格取得日は昭和35年12月29日、資格喪失日は36年7月15日であったと認められることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間のうち、当該記録訂正期間の標準報酬月額は2万4,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和12年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和35年3月1日から36年7月15日まで

ねんきん特別便に厚生年金保険の加入記録の「漏れ」や「間違い」があるので社会保険事務所に期間照会を行ったが、A事業所に勤務していた時の記録が無い。

厚生年金保険に加入していたはずなので、記録の訂正を申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、当初、申立期間において、A事業所に勤務していたと申し立てているが、A事業所は、申立人の在籍期間中にB事業所としてA事業所より分離されたことが申立人及び同僚の供述により推認できるところ、社会保険事務所が管理するB事業所の被保険者名簿において、申立人と同姓同名の者(ただし、生年月日の日が4日相違。)が昭和35年12月29日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、36年7月15日に当該資格を喪失していることが確認できる。

また、上記の申立人と同姓同名の者のオンライン記録は、65歳に到達しているにもかかわらず、基礎年金番号に統合されていないことから、この記録が申立人に係るものであると推認される。

一方、申立期間のうち、昭和35年3月1日から同年12月28日までについては、申立人はこの期間についてもA事業所に勤務していたと主張しているところ、申立人が同年6月からA事業所に勤務していたことは申立期間後に転職した事業所から入手した人事記録からうかがえる。しかしながら、申立人が同年3月1日から同年12月28日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無く、当時の同僚からも保険料控除に関する有力な証言が得られない。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立期間のうち、申立人が昭和35年12月29日に被保険者資格を取得した旨の届出及び36年7月15日に被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められる。

なお、申立人の上記期間に係る標準報酬月額については、今回統合する社会保険事務所の被保険者名簿の申立人の記録により、昭和35年12月から36年6月までを2万4,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を昭和41年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年8月1日から同年12月1日まで

私はB事業所に勤務していたが、同事業所が新工場としてA事業所を立ち上げることになり、申立期間当時、新会社の代表取締役として移籍するよう命じられた。

申立期間を通して勤務していたのは事実であり、また、給与の手取額に変動はなく4か月も厚生年金保険料が給与から差し引かれていなければ気づくはずで、控除されていないということは考えられないため、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めて欲しい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「B事業所からの命令を受けて、昭和41年7月30日に同事業所従業員からA事業所の代表取締役に就任し、申立期間はB事業所から継続してA事業所に勤務していた。申立期間に係る厚生年金保険料は、確かに給与から控除されていた。」と主張しているところ、i) B事業所における雇用保険の離職日が41年7月31日と記録されていること、ii) B事業所とそのグループ会社であるA事業所は同一の住所に所在し、当時の同僚からは、「申立期間当時、申立人に限らず、グループ企業間での異動は頻繁にあった。」との供述があること、iii) A事業所とB事業所の給与事務担当者が同一人物であったと認められることから判断すると、申立人は、申立期間にB事業所からの命令を受けて、同事業所従業員からA事業所の代表取締役に就任して引き続き勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料をA事業所により給与から控除されていたと認められる。

なお、申立人は、申立期間においてA事業所の代表取締役であったことが商

業登記簿により確認できるが、i) B事業所からの回答等により、同事業所の命令により当該役職に就任したものと認められること、ii) 申立人のA事業所における業務内容は、B事業所に所属していた当時と変更がなかったものと認められること、iii) 商業登記簿及び雇用保険の加入記録によると、申立人は申立期間後に、役員ではなく一般従業員としてA事業所に再度勤務していることが確認できることから判断すると、申立期間当時、申立人はA事業所の代表取締役として実質的な権限を有していたものとは考え難い。

また、申立期間の標準報酬月額については、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所とされた昭和41年12月の申立人に係るA事業所における社会保険事務所の記録を踏まえると、昭和41年8月から同年11月までの標準報酬月額を5万2,000円とすることが妥当である。

さらに、社会保険事務所の記録によれば、A事業所は、申立期間において適用事業所としての記録が無いものの、商業登記簿によれば、同事業所の設立は昭和41年7月30日であり、また、同事業所では申立期間において5人以上の従業員が常時勤務していたことが認められることから、同事業所は、申立期間において、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主は申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を昭和60年4月5日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年12月22日から52年2月9日まで
② 昭和60年4月5日から同年5月1日まで

B事業所で昭和46年9月から52年2月までC職をしており、申立期間①には、私、妻及び子供も健康保険を使った記憶がある。途中から厚生年金保険の資格が無くなっているはずがないのでこの期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

D事業所には、昭和58年9月に入社し同事業所が設立したA事業所に異動したが、引き続き勤務して給料が支給されていたので申立期間②の期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間②について、A事業所は平成7年10月31日に解散しているが、i) 親会社であるD事業所は、当時の担当者(両事業所の事務担当を併任)に確認したところ、当時の書類は無いが当事業所からA事業所への異動であり厚生年金保険料を控除しているはずとしていること、ii) 申立人の雇用保険の被保険者記録が継続していること、iii) 申立人と同日に異動した同僚は、申立期間においても厚生年金保険料を控除されていたとしていることから判断して、申立人は昭和60年4月5日にD事業所からA事業所へ異動しているものの当該申立期間も継続して勤務し、当該申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが認められる。

また、当該申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA事業所における昭和60年5月の社会保険事務所の記録から16万円とすることが妥当である。

なお、社会保険事務所の記録によれば、A事業所は、申立期間は厚生年金保険の適用事業所としての記録が無い。しかし、A事業所は法人事業所であり、申立人と同様に昭和60年4月5日にD事業所からA事業所に異動した者が4人おり、申立人を含めて、この日から少なくとも5人の従業員が常時勤務していたことが確認されることから、当時の厚生年金保険法の定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

また、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、申立人の申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の当該申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間①については、B事業所の元取締役及び同僚の供述から、申立人が、勤務期間の特定はできないものの、厚生年金保険の資格喪失日以降も引き続き申立事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、厚生年金保険の資格喪失日以降の申立人の勤務形態について、上司及び同僚は従業員から一人親方としての勤務に変更されたと供述し、また、同僚からは一人親方として申立事業所に雇用されると国民健康保険に加入するよう申立事業所から指導があったと供述し、厚生年金保険料を給与から控除されていたとの有力な供述は得られない。

また、当該事業所は、昭和52年12月に解散しているため、申立人の申立期間における厚生年金保険への加入及び事業主により給与から厚生年金保険料が控除されていた事実を確認できる関連資料は無く、事業主は既に死亡し、当時の社会保険事務担当者は連絡不能のため供述を得ることができない。

加えて、C職として申立事業所に同期入社した同僚4人のうち3人は、申立人と同じく昭和47年12月22日に厚生年金保険の資格を喪失している。

なお、申立人が、当該申立期間において国民健康保険被保険者となっているか否かについて資料が保存されていないため確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を平成15年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 57 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 7 月 31 日から同年 8 月 1 日まで

私は、A事業所に、平成 15年 4 月 1 日から同年 7 月 31 日まで勤務しており、また、給与明細においても 4 か月分の厚生年金保険料が控除されているので、記録の訂正を希望する。

第3 委員会の判断の理由

給与明細書、支給・控除一覧表、職員名簿、退職証明書及び雇用保険の加入記録により、申立人は、A事業所に平成15年7月31日まで継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額から15万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日について平成15年8月1日と届け出るべきところを誤って同年7月31日と届け出たこと及び当該期間に係る保険料を納付していないことを認めており、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年7月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年2月から57年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年2月から57年3月まで

私の母は、私が20歳になった時、A市町村（現在は、B市町村）役場から国民年金の加入勧奨に来ていたことを記憶しており、母が私の国民年金の加入手続をし、家族4人分の国民年金保険料を婦人会の集金担当者に納付していた。

私の兄には20歳から国民年金に加入し、国民年金保険料を納付した記録があり、私も20歳になった時に、母が国民年金の加入手続をしてくれ保険料を納付していたはずであるので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母は、「申立人が20歳になった時、A市町村役場から国民年金の加入勧奨に職員が来た。申立人も申立人の兄と同様に国民年金への加入手続をし、毎月の国民年金保険料は、家族4人分を私が婦人会の集金担当者に納付していた。」と供述しているが、具体的な申立人の国民年金への加入状況等の記憶は曖昧であり、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる有力な証言も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和57年3月30日に払い出されているが、手帳記号番号払出日からすると、申立期間の一部は時効により納付できない期間であり、これ以前に申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことは確認できない。

さらに、B市町村役場保管の被保険者名簿によれば、申立人の国民年金の資格取得年月日は、ほかの被用者年金制度に加入していなかったにもかかわらず、昭和57年4月1日と記録されているが、申立人が所持する年金手帳の初めて被保険者となった日欄にも同日付が記録されていることから、一連の事務処理に不自然な点は見受けられず、申立期間は国民年金未加入期間となる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年4月から8年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月から8年3月まで

申立期間当時、私は大学生から大学院生であり、経済的余裕が無く平成3年度及び4年度は免除申請をして認められたが、5年度からは認められなかったため、納付書が送られて来ても納付せず未納としていた。

平成6年3月ごろ、集金人が未納となっている国民年金保険料の督促に家に来たため、母はほかの支払いのために用意していたお金から、私と妹の二人分の平成5年度保険料を一括でその集金人に払った。7年3月にも、同じ集金人が未納となっていた私と妹の二人分の保険料を集金に来たので、6年度保険料を一括で納付し、8年3月には私の7年度保険料のみを一括で納付した事は間違いないので、記録の訂正を申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、「母が、平成6年3月及び7年3月の2回は、私と妹の二人分の現年度保険料と一緒に、8年3月には私の現年度保険料のみを自宅に来た集金人に納付した。」と主張しているが、A市町村が保管している国民年金保険料検認一覧表において、申立期間は未納と記録されており、これは社会保険庁のオンライン記録とも一致している。平成5年度及び6年度の保険料と一緒に納付したとする申立人の妹も同様に、同市町村の国民年金保険料検認一覧表において5年度及び6年度は未納と記録されており、社会保険庁のオンライン記録とも一致している。

また、申立人は申立期間の国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人及びその妹の国民年金保険料を納付したとする申立人の母親に聴取しても、国民年金保険料の納付に必要な金額や現金の準備状況などに関する記憶はあいまいである。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断

すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から40年3月までの期間、41年4月及び同年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年4月から40年3月まで
② 昭和41年4月及び同年5月

申立期間については、A市町村役場からB市町村の自宅に連絡があり、過去の国民年金保険料を納付するように言われたので、金融機関で夫婦二人分の保険料を納付した。保険料納付済期間となるよう記録の訂正を希望する。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A市町村役場から連絡があり、昭和50年ごろに夫婦二人分の過去の国民年金保険料を納付したと主張しているが、その当時、申立人夫婦はB市町村に居住しており、以前の住所地であり、申立期間①及び②の保険料を収納することができないA市町村が、保険料納付の勧奨を行うことは考え難い。

また、申立人及びその妻は、納付時期や納付金額に関する記憶があいまいであり、当時の納付状況は不明である。

さらに、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

なお、申立人は、申立期間②について、国民年金手帳に検認印が押されていることから納付済みであるとも主張しているが、申立人が所持する国民年金手帳の昭和41年4月及び同年5月の検認記録欄には、C市町村が押した検認印の上から手書きの線で消除されていることが確認でき、C市町村保管の国民年金被保険者名簿及び社会保険事務所保管の国民年金被保険者台帳（特殊台帳）においても当該期間については未納であることが確認できることから、C市町村の担当者が誤って検認印を押したものと推認される。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 39 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 39 年 9 月まで

申立期間については、A市町村役場からB市町村の自宅に連絡があり、過去の国民年金保険料を納付するように言われたので、夫が金融機関で夫婦二人分の保険料を納付してくれた。保険料納付済期間となるよう記録の訂正を希望する。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A市町村役場から連絡があり、昭和 50 年ごろに夫が夫婦二人分の過去の国民年金保険料を納付したと主張しているが、その当時、申立人夫婦はB市町村に居住しており、以前の住所地であり、申立期間の保険料を収納することができないA市町村が、保険料納付の勧奨を行うことは考え難い。

また、申立人及びその夫は、納付時期や納付金額に関する記憶があいまいであり、当時の納付状況は不明である。

さらに、申立人及びその夫が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年11月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 11 月から 46 年 3 月まで
昭和42年11月に結婚し、43年1月ごろに当時住んでいたA市町村の婦人会の人から勧められて国民年金に加入し、国民年金保険料を婦人会の人に納めていた。
申立期間について保険料納付済期間となるよう記録の訂正を希望する。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和43年1月ごろにA市町村で国民年金に加入したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は46年6月23日にB市町村において夫婦連番で払い出されており、その時点では申立期間の一部は時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、申立人からはさかのぼって保険料を納付したとの主張も無く、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が所持している国民年金手帳及びB市町村発行の国民年金手帳保管証（兼国民年金保険料領収証）において、申立期間直後の昭和46年4月以降の保険料を納付したことは確認できるが、申立期間の保険料を納付した事実は確認できない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。